

業務説明書

第1条 適用

この特記仕様書は瀬谷駅北口駅前広場から旧上瀬谷通信施設地区における緑花による装飾および育成業務委託に適用する。

第2条 業務の背景と目的

令和9年3月に開催される GREEN×EXPO 2027（以下「横浜グリーンエキスポ」という。）に向け、瀬谷駅北口駅前広場から会場となる旧上瀬谷通信施設地区までの歩道（以下「当該箇所」という。）において、地域住民や横浜グリーンエキスポ来場者が安全・快適に移動することができる空間整備を進めている。

本委託では、横浜グリーンエキスポ会場に近づくにつれて期待が高まる空間とするために、緑花によって徒歩空間を華やかに彩り、適切に育成・維持管理するものである。

第3条 委託概要

- (1) 履行期限：契約締結日から令和9年3月31日
- (2) 履行場所：瀬谷駅北口駅前広場から市道環状4号線・上瀬谷小学校交差点付近まで
- (3) 装飾数量：フラワーボール30基、プランター・コンテナ類 約370基等
（詳細は、別添図面一式のうち「合計数量表」参照）
- (4) 主要業務：装飾数量に基づくプランター等の設置、植え付け及び育成を横浜グリーンエキスポ開催までに実施
植え付けから履行期間満了までの灌水など維持管理

第4条 業務内容

委託者及び別途発注した委託の「設計監理者」と十分協議の上、次の項目について業務を行う。

1 花苗の調達

図面一式「植栽リスト」における花苗（約3.5万株）の調達を行う。また、調達にあたり、現地踏査や設計の進捗を反映するため、委託者および設計監理者と協議の上、承認を得てから実施すること。

2 装飾・植栽業務

- (1) 設計の遵守
委託者および設計監理者が示すテーマカラーやテーマフラワーを効果的に取り入れた施工を行うこと。
委託者および設計監理者と十分に協議し業務を履行すること。
- (2) 植え付け時期
横浜グリーンエキスポの開催に合わせ緑花による装飾を市民や来街者に披露できるよう、令和9年2月までに植え付けを終え、履行期間における育成・維持管理を行うこと。また、植え付け作業日などの工程については、委託者および設計監理者と密に調整を行い設定すること。
- (3) 地域連携
市道環状4号線西側歩道等で活動する瀬谷高校を主体とした「フラワーロードプロジェクト」と連携を図ること。連携の方法については、作業計画の作成、作業日における花苗資材提供や立会いによる技術指導を行うこととし、詳細は委託者の指示に従うものとする。
＜地域連携に伴う活動（予定）＞
 - ・対象 市道環状4号線東側歩道・西側歩道の植栽樹 計60箇所での活動
（資材提供は東側歩道30箇所が対象）
 - ・時期 植え付け 令和8年11月
補植 令和9年2月※令和9年4月、6月、8月に植替え予定（別途発注予定）

3 維持管理業務

- (1) 日常管理
植え付け後、履行期間満了まで巡回点検、花がら摘み、除草、清掃、病虫害防除を適切に実施し、良好な景観を維持すること。
- (2) 灌水（水やり）
緑花の育成に必要な灌水を実施すること。灌水に必要な再生水は、本市指定の水再生センターから運搬することとし、再生水の購入費用は無償とする。また、灌水作業に伴う作業手順や安全対策はよく計画を

行い、業務実施計画に記載し、委託者の承認を受けるものとする。

(3) 指導・点検

設計監理者による生育状況の確認や維持管理指導があった場合は、速やかに作業に反映させること。

4 安全管理および荒天時対応

(1) 道路使用許可

本業務の作業等に必要な申請手続きは、受託者が交通管理者（神奈川県警察）宛てに事前相談、申請を行うこと。

(2) 緊急対応

本業務により植え付けを実施した範囲を対象に、荒天等により履行期間中に緊急対応が必要となった場合は、委託者の指示のもと現地の保護、復旧等に係る作業を行う。

5 打合せおよび報告

(1) 業務実施計画

受託後、委託者および設計監理者と協議を行い、詳細な工程表・人員配置図・作業手順図・安全対策・品質管理方法等を作成し承認を得ること。

(2) 打合せ

委託者および設計監理者と定期的な打合せを実施すること。特に、実施計画作成時、作業着手時は密に打合せを行うこと。

(3) 完了報告

維持管理実績（出来高数量表）、生育・作業状況写真等を取りまとめた報告書を提出すること。そのほか報告事項は、委託者および設計監理者と協議の上決定する。

第5条 成果品の提出、取扱い

本委託の成果品は次のとおりとする

- 1 報告書記録 電子媒体（CD-R、DVD等）正副各1部
- 2 プランターや植栽ますの設置、花苗の植付などの実績数量、完了図面をまとめるとともに、植栽内容や維持管理内容、生育状況の記録等を取りまとめた報告書を作成する。
- 3 その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

第6条 業務の進め方

受託者は業務の遂行に当たり、次の事項を十分配慮すること。

- 1 業務の遂行に際して、委託者および設計監理者の指示に基づき、業務内容を十分満足するよう、協議、検討を行うこと。なお、必要事項については、委託者に委託業務打合せ簿にて適宜報告すること。
- 2 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、密に連絡・調整を行うこと。
- 3 検討資料や報告書等については、その都度、委託者が指示する期日までに提出すること。
- 4 本仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定する。

■案内図



案内図